

一般社団法人日本経済団体連合会 御中

「地方拠点強化税制」についてご周知のお願い

令和6年12月5日  
内閣府地方創生推進事務局

## 1. 背景

平素より政府の取組につきまして、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般の「新しい地方経済・生活環境創生本部」の設置を踏まえまして、内閣府地方創生推進事務局としましても、地方創生をさらに後押ししていきたいと考えております。

つきましては、地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すため措置しております地方拠点強化税制について、産業界の皆様幅広くお伝えし、地方への本社機能移転や地方での本社機能の拡充を行われる際に、本税制をご活用いただきたく、「地方拠点の強化について」の資料を作成いたしました。

つきましては、貴団体の会員の皆様への周知をお願いいたします。

## 2. 「地方拠点強化税制」の概要

「地方拠点強化税制」とは、地方への本社機能（事務所、研究所、研修所）移転や地方で本社機能の拡充を行う際に、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を作成し、移転・立地先の都道府県知事から事前に計画の認定を受けることで法人税の税額控除等の適用を受けられる制度です。

### 【御参考】

地方拠点強化税制 HP : <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>

## 3. 周知方法

以下の方法を参考例として、ご検討ください。

- ・貴団体 HP 等への資料掲載
- ・貴団体から会員向けに発信されているメルマガや定期連絡への資料掲載
- ・その他、チラシ等の会員向け各種媒体への「地方拠点強化税制 HP」の URL 掲載

## 4. お問い合わせ先

内閣府地方創生推進事務局（経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課内）

担 当：林、川村、池田

電 話：03-3501-1697

メール：[bzl-kyotennzei@meti.go.jp](mailto:bzl-kyotennzei@meti.go.jp)